

石川県公報

平成30年3月16日（金曜日）

号 外

（第 26 号）

目 次

公安委員会 ○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1	○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則 1
------------------------------------	------------------------------

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月十六日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第一号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則（昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の四第一項ただし書を削り、同条第二項中「要しない」の下に「（代理人が申請する場合並びに金沢中警察署、金沢東警察署、金沢西警察署、白山警察署（鶴来庁舎を除く。）及び津幡警察署において申請する場合を除く。）」を加え、同条第四項ただし書を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第二号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則（昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 警察本部（第二条―第四十二条）

第三章 警察学校（第四十三条―第四十六条）

第四章 警察署（第四十七条―第五十条）

第五章 職員の定数の配分（第五十一条）

第六章 雑則（第五十二条・第五十三条）

附 則

第四条第十号中「関すること」の下に「（拳銃、弾及び附属品の管理に関することに限る。）」を加え、同条中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り上げる。

第三十二条を第五十三条とし、第三十二条を第五十二条とする。

第五章中第三十一条を第五十一条とする。

第四章中第三十条を第五十条とし、第二十九条を第四十九条とし、第二十八条の二を第四十八条とし、第二十八条を第四十七条とする。

第三章中第二十七条の二を第四十六条とし、第二十七条を第四十五条とし、第二十六条を第四十四条とし、第二十五条を第四十三条とする。

第二章中第二十四条の三を第四十二条とし、第二十四条の二を第四十一条とし、第二十四条を第四十条とし、第二十三条を第三十九条とし、第二十二條の三を第三十八条とし、第二十二條の二を第三十七条とし、第二十二條を第三十六条とし、第二十一條の七を第三十五条とし、第二十一條の六を第三十四条とし、第二十一條の五を第三十三条とする。

第二十一條の四中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 サイバー攻撃対策に関すること。

第二十一條の四を第三十二条とし、第二十一條の三を第三十一条とし、第二十一條の二を第三十条とし、第二十一條を第二十九条とし、第二十條を第二十八條とし、第十九條の二を第二十七條とし、第十九條を第二十六條とし、第十八條を第二十五条とし、第十七條を第二十四條とする。

第十四條から第十六條までを削り、第十三條を第二十二條とし、第十二條を第二十一條とし、第十一條の二を第二十一條とし、第十一條を第二十條とし、第十條を第十九條とし、第九條の二を第十八條とし、第九條を第十七條とし、第八條の八を第十六條とし、第八條の七を第十五條とし、第八條の六を第十四條とし、第八條の五を第十三條とする。

第八條の四第四号中「及び警備業の許認可等」を「、警備業及び探偵業の許可、認定、届出等」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「許認可等」を「許可等」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条を第十二條とする。

第八條の三を第十一條とし、第八條の二を第十條とする。

第八條に次の三号を加える。

六 警察装備に関すること（警務課の所掌に属するものを除く。）。

七 給貸与品に関すること。

八 警察有線通信の運用に関すること。

第八條を第九條とし、第七條を削り、第六條を第八條とし、第五條を第七條とし、第四條の三を第六條とし、第四條の二を第五條とする。

別表第一中「第二十九条」を「第四十九条」に改め、同表金沢中警察署の部十一屋町交番の項中「野田町」の下に「、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目」を加え、同表金沢西警察署の部粟崎交番の項中「大河端町」の下に「、大河端西一丁目、大河端西二丁目」を加え、同表大聖寺警察署の部山代交番の項中「(大桜を除く。)」を削り、同部勅使駐在所の項中「尾俣町(大桜)」を「丸山町一丁目、丸山町二丁目、丸山町三丁目」に改め、同表寺井警察署の部宮竹駐在所の項中「旭台二丁目」の下に「、旭台三丁目、旭台四丁目」を加え、同表白山警察署の部白山警察署所在地の項中「三浦町」の下に「、菜の花一丁目、菜の花二丁目、菜の花三丁目」を加え、同部道法寺駐在所の項中「熱野町」の下に「、陽羽里一丁目、陽羽里二丁目」を加える。

別表第二及び別表第三中「第三十条」を「第五十条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年三月三十日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。